

高野地区まちづくり協議会会則

- 第1章 総則（第1条－第4条）
- 第2章 組織（第5条－第11条）
- 第3章 会議（第12条－第19条）
- 第4章 会計（第20条・第21条）
- 第5章 雑則（第22条）

第1章 総 則

（名称）

第1条 本会は、高野地区まちづくり協議会（以下「協議会」という。）と称する。

（範囲）

第2条 協議会の活動に関わる範囲は、けやき台、松ヶ丘、高野、美園、本町の一部（南守谷町）、乙子及び鈴塚の高野地区とする。

（目的）

第3条 協議会は、誰もがまちづくりに協力することで絆づくりに努め、人と地域のあたたかさを感じられる住みよいまちの実現を目的とする。

（活動）

第4条 協議会は、前条の目的を達成するために、自治会・町内会及び社会福祉法人守谷市社会福祉協議会と連携・協力し、次の活動を行う。

- （1）助け合う、支え合う仕組みがある地域を目指し、助け合い・支え合い活動を推進する。
- （2）安全、安心に暮らせる地域を目指し、防災・防犯活動を推進する。
- （3）みんながまちづくりに協力し絆が生まれる地域を目指し、多世代交流を推進する。
- （4）その他協議会の目的達成のために必要な活動を行う。

第2章 組 織

（構成員）

第5条 協議会は次に掲げる者を構成員とする。

- （1）範囲内に住所を有する市民
- （2）範囲内を拠点として市民公益活動を行っている団体
- （3）範囲内に事務所又は事業所を有する事業者
- （4）範囲内に所在する学校
- （5）範囲内に在学・在勤する者

（協議会会員）

第6条 前条に掲げた者のうち、協議会会員（以下「会員」という。）として協議会に入会しようとする者は、入会届（様式第1号）を協議会に提出するものとする。

2 会員が退会しようとする場合は、退会届（様式第2号）を協議会に提出するものとする。ただし、本人が死亡し、又は失踪宣告を受けたときは、退会したものとみなす。

3 協議会は、前1項の届出があった場合には、正当な理由なくこれを拒むことはできない。

（役員）

第7条 協議会に次の役員を置くことができる。

- | | |
|------------------|----|
| （1）会長（地域部会長兼務） | 1名 |
| （2）副会長（地域部会長兼務） | 2名 |
| （3）事務局長 | 1名 |
| （4）会計 | 1名 |
| （5）書記 | 1名 |
| （6）その他会長が必要と認める者 | |

2 会長、副会長は、会員の中から、けやき台、松ヶ丘、高野・美園地域各1名をもって充てる。なお、南守谷町はけやき台地域に、乙子・鈴塚は高野・美園地域に含むものとする。

3 地域部会長は、会長、副会長がそれぞれ兼務するものとする。

4 役員は、総会において会員の中から選任する。ただし、欠員が生じた場合は、役員会において選任し、補充することができる。

（監事）

第8条 協議会に監事2名を置く。

2 監事は、総会において会員の中から選任し、会長、副会長及びその他の役員と兼ねることはできない。

（顧問）

第9条 協議会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、総会において会員の中から選任し、会長、副会長及びその他の役員と兼ねることはできない。

（任期）

第10条 会長の任期は2年とし、けやき台、松ヶ丘、高野・美園地域の地域部会長が交代で充たる。ただし、再任を妨げない。

2 会長を除く役員、監事及び顧問の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、会長を含む補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

（任務）

第11条 役員、監事及び顧問の任務は、次のとおりとする。

- （1）会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長が不在のときは、その職務を代行する。
- (3) 事務局長は、協議会運営に関する事務を遂行する。
- (4) 会計は、協議会の資金等を管理し、会計を処理する。
- (5) 書記は、協議会の会議等の記録や各種庶務を行う。
- (6) 地域部会長は、地域部会を代表し、地区部会の運営及び活動を遂行する。
- (7) 監事は、協議会の会計監査の任に当たるとともに業務執行を監督する。
- (8) 顧問は、協議会の求めに応じて会議に出席し意見を述べる。

(地域部会)

第12条 協議会の活動を円滑に実施するため、各地域に地域部会を置く。

- (1) けやき台地域部会

けやき台地域（南守谷町を含む）を対象として活動を実施する。

- (2) 松ヶ丘地域部会

松ヶ丘地域を対象として活動を実施する。

- (3) 高野・美園地域部会

高野・美園地域（乙子・鈴塚を含む）を対象として活動を実施する。

2 地域部会は、会員が部員となり構成される。

3 地域部会に地域部会長、地域副部会長及び地域会計を置く。

(プロジェクトチーム)

第13条 協議会の中で全体的に協議及び取り組む必要がある事項については、総会の議決をもって、プロジェクトチームを置くことができる。

2 プロジェクトチームは、会員がチーム員となり構成される。

3 プロジェクトチームにリーダーを置く。

4 プロジェクトチームは、協議及び取組が終了した場合、総会において報告した上で、解散することができる。

(事務局)

第14条 協議会に事務局を置く。

2 事務局は、事務局長、会計及び書記で構成する。

3 事務局は、高野地区全体の共通課題について提案し、解決するための活動を推進するとともに、地域部会間の調整、広報、活動拠点の運営管理、共通経費管理等を行う。

第3章 会 議

(会議の種類)

第15条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、定期総会、臨時総会、全体会議、役員会、地域部会議、プロジェクトチーム会議とする。

(会議の招集)

第16条 定期総会、全体会議及び役員会は会長が招集、地域部会議は地域部会長が招集、プロジェクトチーム会議はリーダーが招集する。

- 2 定期総会は、年1回とし、年度末又は年度初めに開催する。
- 3 臨時総会は、会員の3分の1以上の者から要求があったとき、又は役員会において必要と認めたときに、会長が招集する。

(総会の定足数及び議決)

第17条 総会は、会員の過半数以上の出席がなければ開催することができない。ただし、委任状を提出した会員は、これを出席者数に加えるものとする。

- 2 議決権は、会員が行使するものとする。ただし、第5条に規定する団体、事務所・事業所及び学校の会員にあっては、その代表者又は代表者から委任を受けた者1名が行使するものとする。
- 3 会議の議事は、会議出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(会議の議長)

第18条 総会にあっては出席者の互選により選出された者、全体会議にあっては事務局長、役員会にあっては会長、地域部会議にあっては地域部会長、プロジェクトチーム会議にあってはリーダーがそれぞれ議長となる。

(総会)

第19条 総会は、議決機関として次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び事業報告に関する事項
- (2) 予算及び決算に関する事項
- (3) 会則等の改廃に関する事項
- (4) 役員の承認に関する事項
- (5) その他、重要な事項に関する事項

- 2 総会は、構成員をもって構成する。

(全体会議)

第20条 全体会議は、次の事項の審議を行う。

- (1) 協議会全体に関する事項
- (2) 各部会の活動に関する事項
- (3) その他、会員から審議する必要があると申出があった事項

- 2 全体会議は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 会員
- (2) 会長が必要と認める者

(役員会)

第21条 役員会は、次の事項の審議を行う。ただし、監事は議事の採決に加わらないものとする。

- (1) 総会に付議・提議する事項
- (2) 協議会の運営に関する事項
- (3) 地域部会から提議された事項
- (4) 地域連携事業や高野地区全体の課題に関する事項

2 役員会は、役員、事務局、プロジェクトチームリーダー及び監事をもって構成する。

(地域部会議)

第22条 地域部会議は、次の事項の審議を行う。

- (1) 地域部会に関する事項
- (2) 役員会に提議する事項
- (3) 役員会から提議された事項

2 地域部会議は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 部員である会員
- (2) 地域部会長が必要と認める者

(プロジェクトチーム会議)

第23条 プロジェクトチーム会議は、次の事項の審議を行う。

- (1) 各プロジェクトチームに関する事項
- (2) 役員会及び部会に提議する事項
- (3) 役員会及び部会から提議された事項

2 プロジェクトチーム会議は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) プロジェクトチーム員である会員
- (2) リーダーが必要と認める者

第4章 会 計

(会計)

第24条 協議会の経費は、交付金、寄付金、その他の収入をもって充てる。

2 協議会の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(監査報告)

第25条 会長は、事業年度終了後、速やかに決算を行い、監事の監査を受けた上、総会に報告し、承認を得なければならない。

第5章 雑 則

(雑則)

第26条 この会則に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

(備考)

地域部会制の移行に伴い、高野地区まちづくり協議会役員等選出規程は廃止する。

付則

この会則は、令和6年3月23日に改正し、同日から施行する。

様式第 1 号（第 5 条第 2 項関係）

年 月 日

高野地区まちづくり協議会入会届

高野地区まちづくり協議会 宛て

高野地区まちづくり協議会会則に賛同し、構成員として入会を希望するため、入会届を提出します。

(ふりがな) 氏 名 [必須]	※団体の場合、団体名及び代表者氏名を御記入ください。
住所又は所在地 [必須]	〒 -
生年月日/年齢/性別	年 月 日生 / 歳 / ☐ 男 ☐ 女
電話番号 [必須]	自 宅： 携帯電話：
E-mail	
希望部会等	
特技・資格等	
その他	※活動していることや関心のあることがありましたら御記入ください。

※ 個人情報は、高野地区まちづくり協議会個人情報取扱基準に基づき取り扱います。

※ 特技・資格等をお持ちの方に直接活動のお手伝いをお願いすることがあります。

様式第 2 号（第 5 条第 3 項関係）

年 月 日

高野地区まちづくり協議会退会届

高野地区まちづくり協議会 宛て

高野地区まちづくり協議会を退会したく，退会届を提出します。

(ふりがな) 氏 名 [必須]	※団体の場合，団体名及び代表者氏名を御記入ください。
住所又は所在地 [必須]	〒 -
理 由	☐ 一身上の都合 ☐ その他（ ）

高野地区まちづくり協議会 個人情報取扱基準

(平成31年2月24日制定)

(目的)

第1条 この取扱基準は、本会が保有する個人情報について、その適正な取扱いと個人の権利利益を保護することを目的とする。

(責務)

第2条 本会は、個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）等を遵守するとともに、会の活動において個人情報の保護に努めるものとする。

2 各構成員は、活動上、知り得た情報を第三者に漏らすことのないよう、また、個人情報が記載された資料を安易に取扱うことのないよう努めるものとする。

(周知)

第3条 本会は、この個人情報取扱基準を、総会資料により、毎年1回は構成員に周知するものとし、新規の構成員については書面の提示等により周知するものとする。

(個人情報の取得)

第4条 本会は、構成員又は構成員になろうとする者から必要書類を受理することにより、個人情報を取得するものとする。

2 本会が構成員等から取得する個人情報は、構成員等の住所、氏名、性別、生年月日（年齢）、電話番号、その他の情報で、構成員等が同意する事項とする。

(利用)

第5条 本会が取得した個人情報は、次の各号に掲げる活動等において利用するものとする。

- (1) 構成員名簿の作成
- (2) 文書の送付
- (3) 構成員同士の情報交換

(管理)

第6条 取得した個人情報は、役員又は構成員が保管し、適正に管理するものとする。

2 不要となった個人情報は、適正に復元不可能な状態にして廃棄するものとする。

(提供)

第7条 取得した個人情報は、次にあげるものを除き、本人の同意なく第三者に提供してはならない。

- (1) 構成員本人から、個人情報を取得する際に伝えて同意を得ている範囲で提供する場合
- (2) 法令に基づく場合

- (3) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合
- (4) 公衆衛生の向上又は児童の健全育成の推進に必要な場合
- (5) 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が、事務を遂行するために必要な場合
- (6) 守谷市、範域内の自治会・町内会、学校及びこれらに準じる公共目的の団体が、本会に関わる事務や活動を遂行することに対し、協力する必要がある場合